

第1回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（極楽地委員）

教 育 長) 部長、室長及び課長の紹介

〈説明課長以外退席〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第2号議案「令和7年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に、教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより、公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものであるため非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本定例会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) また、第1号議案「令和8年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」ですが、第2号議案の内容と関連したものとなっておりますので、専決報告の審議後に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第２の専決報告第２号から第１１号が終了した後、日程第１の第１号議案を公開で行い、最後に第２号議案を非公開で行うことと決定いたします。

教 育 長) はじめに、日程第１、専決報告第１号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) 確認ですが、３月２７日の協議会で、芦屋市教育委員会事務局の事務分掌規則新旧対照表を頂いていて、そこには改正前と改正後の全体が記載されておりましたが、今回は略とされている。今回の表だと３ページから５ページが略になっているところが多くて、ちょっと分かりにくいように思ったのが正直なところでございます、こういう書き方でいいのだろうか、と、素朴な疑問です。

教 職 員 課 長) 今回、後ろにつけさせていただいているものについては、例規改正の形で、こういったルールで改正することになります。

御指摘のように、非常に分かりにくい形になりますので、本日お配りさせていただいている現行の規則をご参照いただきながら見ていただけたらと思います。

森 川 委 員) 今おっしゃっていただいた添付いただいている現行の規則を見ていたのですが、そこだともともとあった第６項が、３ページで「地域における社会教育活動に関すること」が加えられ

ていて、もともとあった6項がどうだったのか、削除されたのかと一瞬思ったりしたものですから。例規の扱いがそうになっているのだと仕方ないのかもしれませんが、何らかの工夫で分かりやすくしていただけたら、ありがたいと感じた次第です。

教 育 部 長) これは、市が条例や規則を改正するやり方を改める方式から対照表方式に変えましたときに、こういった形でルール化しております。それに倣って教育委員会の議案も調整しております関係で、見にくくなっているところで申し訳ないと思います。今日、お配りしたような参照ですとか議案説明資料みたいなものを工夫させていただくことで、分かりやすく工夫していきたいと思います。

極 楽 地 委 員) 昨年度から学校教育改革推進室ができて、課長級の皆様が連携しながら全体を考えていくことで、本当にいい室ができたなと思っていたのですが、引っ張っていかれる課長の皆様が兼務でなかなか大変だったかと思いますので、山川室長に来ていただいて、よりリアルな連携ができるのではないかと期待しています。よろしくお願いいたします。

学校教育といっても多岐にわたって課題も山積していると思うので、いろいろな情報を集約して、全体を俯瞰して見るところでは、室長の重責がすごくあると思うのですが、皆でいろいろな知恵を出し合って対応していただけたらいいなと思っています。

1点、部活動の地域展開ですが、喫緊の課題で、5月までに方針を発表とお聞きしています。前回の総合教育会議でもお伝えしたのですが、マンパワーが必要だと思います。、学校支援

課や所管課でも担当さんがいらっしゃると思うのですが、行政内の連携にプラスして、学校だったり、地域だったり、実際に展開する現場でのマンパワーについては、こちらはどうしたものかと私も考えております、この辺りも、いろいろな立場の方からお声をどんどんいただいている状況でして、また御相談をさせていただきたいなと思っています。

2年前ですか、学校教育の参事に野村教育長がなられたときのように、人事面で人が必要かと思います。課をつくるのは難しいと思うのですが、それに専念できる方をつけていただきたいということは前からの私の希望でしたので、これも御検討を引き続きお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

学校教育改革推進室長)

この4月にこの職に就かせていただきまして、最初は何をするものかという部分は正直あるのですが、極楽地委員がおっしゃっていただいたように、まずは部活動の地域展開の部分を進めていかないといけないと思っています。進めていくに当たっては、当然、教育委員会だけではなくて、市長部局も含めて、オール芦屋で取り組んでいかないといけない部分もあるかと思っています。

ただ、スピード感をもって対応しないといけないところで、どういう形で進めていかないといけないのかという部分は、今まだ2週間少々ではあるのですが、一応その辺り、洗い出しをさせていただいて、今後、まずは教育委員会内部での合意形成を進めるのと同時に市長部局との連携を図りながら、生徒さんにとってよりよい形にしていきたいと思っています。

おっしゃっていただいたように地域の方の声も丁寧に拾い上

げていく必要もあると思っておりますので、その辺り、できる限り力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

極 楽 地 委 員) 地域の方は関心がたくさんおありになるので、教育委員としましても、来週、民生委員さんの定例会があるのですが、その場でも芦屋の教育の方向性についてお話しさせていただいたり、できることはしていきたいなと思っておりますので。よろしくをお願いいたします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第2号「芦屋市教育委員会事務局職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) それぞれ「重要」「輕易」と書かれていますが、それは定義があるのでしょうか。何が「重要」で、何が「輕易」か。

教 職 員 課 長) 特にそこについて、具体的にこの規則の中では規定はされておられません。実際にその状況の中での判断になるのですが、

1つの項目、結構ざっくりした形で項目を選んでいきますので、この項目だからこれという決め方がそぐわないケースがございますので、事案の重さというか、そこの部分は担当課で判断した中で、必要に応じて決済区分に分けているところになります。

教 育 長) 例えば24番の学校園の統廃合で、重要なところが教育長、市長が「特に重要」、この線引きが。ここから「特に」となるところがどこかですね、河盛委員がおっしゃっているのは。

学校教育担当部長) 統廃合に係ることで、軽微なことではないですね。

教 職 員 課 長) 手続的なことでありますとか。

極 楽 地 委 員) いつも教育委員会の会議に出させていただいて、事務分掌が本当にたくさんあるなと思っているのですが、これはホームページで事務分掌だったり、こういうことをしているということとは掲載されているのでしょうか。

教 職 員 課 長) こちらにつきましては芦屋市のホームページで、例規は検索できる機能がございますので、そちらで御確認いただくことができます。

極 楽 地 委 員) 見に行かれない方も多いですが、できるだけ多くの方になさっていることを知っていただきたいと思っていますので。何かしら発信ができたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

森 川 委 員) 質問ですが、先ほどの専決報告第1号の中で、新しく事務分掌が設けられた、例えば部活動の地域展開に関する事などがあると思うのですが、その辺については、特にこの中で新たに専決事項で設けられたりはされていないようですが、その辺はどういった切り分けをされておられるのでしょうか。

教職員課長） 先ほどの事務分掌の形で言うと、それぞれの組織で所管している事務を列記している形になりますので、この職務権限に関して言うと、どなたの決裁まで受ければいいのかという観点で分類しているものになります。

これは教育委員会が規則で定めているものですが、これとは別に、市長部局が職務権限規程を、市全体のものを定めております。その中で共通事項がありまして、あらゆる組織とか執行機関で使うような部分については共通事項という形で別の表を作っておりまして、その中の項目で基本該当する、それぞれの課に固有のものについては、ここに分類する形なので、一定、その中では拾える形にはなっているということで、必ず事務分掌を起こしたからといって、ここに入れるものではないという位置づけになります。

森川委員） 分かりました。ありがとうございます。

教育長） 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長） 続いて、専決報告第3号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員） 去年から心配でしたが、一人一人の事務分掌や業務量が上がっているなど。ここ一年一年より強く感じていまして、マンパワーが足りているか、私だけではなくて外部からもそういう意見もいただいたりもしますので、本当に適宜、適正な配置をという言い方は失礼ですが、現場のことを分かれて、芦屋のことも分かれている方で、教育委員会が組織として充足いただけたらありがたいと思っています。よろしくお願いします。

教職員課長） こちらの組織の体制につきましては、市長部局にもこちらで要望を上げて、折衝をしている中での体制を要求している状況です。今年度に関して言うと、学校園を除く事務局の体制としては、昨年度が48名体制だったものが50名体制で、2名増強されているところです。

なかなか今、いろいろな業務を抱えている、特に学校改革の関係だったりを抱えている状況の中で、市長部局としても、体制を増員したという状況でございます。

極楽地委員） ありがとうございます。

教 育 長 ） 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 続いて、専決報告第4号「芦屋市立青少年愛護センター処
務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 今年度から青少年問題協議会と、市長部局の子ども・子育て
会議と一体になったと認識しているのですが、今回の改正後
の、こども・若者未来応援会議に関する内容については、市長
部局の改正の規則にも同じように並記されているのでしょうか。

青少年愛護センター所長) 同じように記載されています。

極 楽 地 委 員) この前の協議会でもお話しさせていただきましたが、より
密な連携が必要になりますので、引き続き内藤所長、よろしく
お願いします。

青少年愛護センター所長) お願いいたします。

教 育 長 ） 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次に、日程第3、報告第1号「芦屋市教育委員会教育長職

務代理者の指定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第1号「芦屋市教育委員会教育長職務代理者の指定について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 次に、日程第1、第1号議案「令和8年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 一般図書の採択について、「ただし、兵庫県教育委員会の発行する「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択するものとする」と書いてあるのですが、これは参考資料に載っているものから採択するのか、参考にするが、ほかの載っていないものも選択することは可能なのか、どちらでしょうか。

学校教育課長) 載っていないものも採択することは可能にはなっているところですが、例年兵庫県がこちらの資料を採択している流れにはなっているところです。

森 川 委 員) 3ページ、(5)の専門員のことについて、いつも専門員の方の報告書が大変細かいところまで読んでいただいて、充実

したものでありがたいと思っておりますが、ただ、教科書の形態が変わってきたりして、QRコードが非常に増えていることで、専門員の方にかかる御負担もかなり増えているのではないかと心配しておりますが、5名以下という定員が3ページにあります、5名以下で足りているのかどうか、その辺りどうなのかと思ひまして、御意見いただけたらと思います。

学校教育課長) こちらの委嘱する方については、5名以上いてもいいですが、なかなか考えといいますか、まとめるのにとっても時間がかかることで、やはり選ばせてもらってというところもありますし、あと、こちらについては中学校は3校しかありませんので、どうしても国語の先生が5名などになると、かなり複数名になるところで、こちら5名以下でしているところです。

ただ一定、負担に関して言うと、こちらの事務としては、まとめるのに、ちょっと手伝いをしたりというところで。ただ、一定、専門員の方にはしっかりと教科書を読んでいただかないといけないところもありますので、その部分に関しては御負担にはなっているかと思っております。

今回は一般図書になりますので、毎年、特別支援で慣れている先生方にやっていただくことが流れかと思ひますので、昨年度、一昨年度の小中学校の教科書選定よりは、負担は少ないかとは感じておるところです。

三宅委員) 今の専門員の方ですが、その関係で、私が前回、中学校の教科書のときに感じたことですが、芦屋市が取り組もうとしている教育指針にもあったように、皆が同じことを同じペースで一律にではなくて、「多様な個性、背景、願いをもった一人ひ

とりの存在が認められ、響き合い、共に新たな価値を創造する教育への転換」が、教科書は子どもたちがそれで学ぶことになるので、教科書の中に、同じことが書いてあるようでもカラーがかなり出ているなど感じたところで、ここをしっかりと教科書選びの視点で、芦屋の育てたい子ども像に沿った教科書を選ぶのが必要かと思っています。

この間感じた英語の教科書で言うと、今使っている教科書はかなり上からの視点が多いと思ったので、教科書選びは大切なとすごく思っています。その辺を選定される方の視点も入れてほしいと感じました。

学校教育課長) 委員のおっしゃるとおりかなと思っています。教科書を決めるところでは、専門委員会が教科書を実際に見て、その上に選定委員会があります。選定委員会が視点や、こういったところを見るのかを決めるところがありますので、そういったところに御意見といいますか、こちらからも事務局としてお話ができるかなと、そういうことが必要なのかなと感じましたので、今後にさせていただきます。

極楽地委員) 確認をすれば分かるかもしれないですが、教科用図書の選定に対しては、昨年度までは保健安全・特別支援教育課が対応されていたと思うのですが、今年度から学校教育課に事務分掌が移ったということでしょうか。

学校教育課長) おっしゃるとおりです。事務分掌を変えさせていただいているので、本年度から学校教育課が取りまとめています。

極楽地委員) 以前に選定委員をさせていただいて感じたのですが、学校教育の現場の話なので、学校教育課に移られたのが一番いいと

思っています。選定は小学校と中学校が4年に1回。次の大きな選定は3年後の小学校ですね。

学校教育課長） はい。

極楽地委員） 今年度は一般図書、来年度も一般図書で、3年後から小学校、また翌年に中学校。文科でデジタル教科書やいろいろ動きが出だしているのも、いろいろ県から下りてくるかと思うのですが、三宅委員が言われるように、芦屋の教育を一番主として考えていただければと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 ） 一点、留意点というか、全国で契約金額を巡ってのところによくニュースになっていますが、芦屋市においても財産取得契約のような、何かありましたですね。うちはクリアしていたのですが。たまたま去年、中学校が3校だったこともあったかもしれませんが、8校や11校になった場合に、もしかしたらもしかする。今後ですよ。これまでは大丈夫ですが。そこは、確認だけはということで。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ） 閉会宣言